

木地山地熱発電所（仮称）設置計画 計画段階環境配慮書
に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく栗駒国定公園の特別地域に位置し、植生自然度の高い群落や森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林のほか、温泉等が存在する環境保全上重要な地域であることから、本事業の実施に当たっては、これら自然環境への影響を回避又は低減するよう配慮するとともに、事業計画については、引き続き地域住民、公園管理者、温泉利用者及び関係自治体等に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (2) 本事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）について、検討の結果は示されているが、検討の経緯が示されていないことから、方法書以降の図書の作成に当たっては、本事業の位置・規模等に係る検討の経緯を可能な限り具体的に示すことにより、環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されることを明らかにすること。

2 個別的事項

(1) 温泉

事業者によるこれまでの調査では、本事業の実施に伴う地熱流体の採取及び熱水の還元による想定区域周辺の温泉の枯渇、湯量の減少等の重大な影響は回避・低減することが可能としているが、具体的な調査結果が十分に示されていない。

このため、方法書以降の図書においては、事業者によるこれまでの調査・検討の経緯を可能な限り具体的に記載するとともに、今後の事業計画の検討に当たっては、最新の知見や先行事例の情報収集に努め、本事業の実施による温泉への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 動物

想定区域周辺では、クマタカやハチクマ等の営巣が確認されているほか、イヌワシの飛翔が確認されていることから、工事の実施によるこれら希少猛禽類への重大な影響が懸念される。

このため、今後の事業計画の検討に当たっては、現地調査の結果や専門家の助言等を踏まえ、本事業の実施によるこれら鳥類への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(3) 植物及び生態系

想定区域及びその周辺には、ハンノキやチダモ群集等の植生自然度の高い群落が存在するほか、想定区域に隣接して動植物の重要な生息及び生育の場となっている「旧ジュンサイ池」が存在することから、地形改変及び造成等の施工に伴う濁水の発生等による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、今後の事業計画の検討に当たっては、地形改変を必要最小限とする等により、本事業の実施による植物及び生態系への影響を回避又は低減するよう配慮すること。